

経営革新等支援融資保証

制度の特徴

県内中小企業者の経営革新による経済環境の変化等への適応や海外展開に要する資金を対象とした県制度です。

対 象 者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかの事業に該当するもの（具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください） 1.経営革新支援分 2.格差対策分 3.海外展開企業支援分
保 証 限 度 額	2億円（うち運転資金5,000万円）
保 証 期 間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内（固定金利）または 15年以内（変動金利）
据 置 期 間	運転資金 1年以内 設備資金 3年以内
金 利	1.20%以内 （10年超は変動金利1.35%以内）
保 証 料	0.33~1.35% 経営革新関連 0.60%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 （一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）